

「広報みふね」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御船町広告取扱要綱(以下「要綱」という。)に定めるほか、御船町が発行する「広報みふね」(以下「広報紙」という。)に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の仕様)

第2条 広告掲載の仕様は次のとおりとする。

- (1) 広告枠の規格 1枠の大きさは、横55mm×縦176mmとし、1色刷りとする。
- (2) 広告位置 ぐらしの情報の最下段とする。

(広告掲載料)

第3条 広告の掲載料は、1枠当たり月額10,000円とし、町外は倍額とする。

(広告掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は1回単位とし、1つの申し込みで連続して掲載できる回数は4回までとする。

(原稿の提出について)

第5条 広告主は、掲載広告の完全な版下又はデジタルデータを町長が指定する日まで提出するものとし、町は一切、内容の修正等を行わないものとする。なお、版下又はデジタルデータの作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告作成の留意事項)

第6条 広告は次のことに留意して作成することとする。

- (1) 問い合わせ先の電話番号を掲載すること。
- (2) 広告は1色とすること。
- (3) 広告の右上に「広告」と明示すること。

この要領は、公布の日から施行する。